社団法人 探偵協会

代表理事 戸塚敦士　　様

社団法人探偵協会加盟へ伴う誓約書

私（当社）、 　　　は、社団法人 探偵協会の加盟員となるにあたり、協会の定める下記の内容を順守する事を誓約します。

記

第１条

トラブル苦情時には調査料金の最大限の御返金をお約束する事。

第２条

当協会の仲裁には真摯な姿勢で誠実に従う事。

第３条

苦情発生時情報調査料については、費用のかかっていないものについては原則全額返金とする事。

（探偵協会が公正な判断を実施し問題が無いようであれば、返金しなくても良い）

第４条

当協会の内部情報、顧客の秘密情報などの漏洩は一切しない事。守秘義務を遵守する事。 また、退会後１年間は同業種の団体の設立、同業種の団体への参加は禁止。

（既に席に入っている場合にはこの限りではありません。）

第５条

トラブル、苦情時は確実に顧客が納得する迄対応することとし、苦情が絶えない場合には、苦情処理委員会の勧告により強制退会を含む処分がなされることをも了承します。

以上

 令和 年 月 日

 社名（事業所名） ㊞

代表者 ㊞

 住所 〒